

少額調達案件の見積依頼（オープンカウンター方式）について（共通事項）

下記のとおり見積もりを依頼します。

期日までに提出された有効な見積書のうち、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約の相手方とします。

参加を希望される場合は、以下の留意事項を熟読のうえ、下記の連絡先にご連絡下さい。

- | | | |
|---|---------|--------------------|
| 1 | 調達案件名 | 定期健康診断及び婦人科検診 |
| 2 | 仕様等 | 別紙仕様書のとおり |
| 3 | 見積書提出期限 | 令和8年7月8日（水） 17時00分 |

〈留意事項〉

- 見積合わせに参加する者に必要な資格等
 - 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
 - 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - 契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- 仕様書に関する問い合わせ先及び見積書の提出先
関東管区警察学校庶務部会計課調達係
〒187-8580 東京都小平市喜平町2-5-1
電話番号 042-321-3448（直通）
mail kanto.RPS.tyoutatsu@npa.go.jp
※参加を希望する場合及び問い合わせをする場合は、「〇〇の見積依頼の件」とお伝え下さい。
※直接来庁される場合は、事前に来庁日時を連絡していただいた後、来庁いただくようお願いいたします。
※見積書は、持参、郵送、メールを問わず、締切日時を必着とし、郵送される場合は必ず封筒の表に「〇〇の見積書在中」と記載して下さい。
- 契約の相手方及び契約金額について
提出された有効な見積書の内、最低価格（消費税込み）を提示された事業者を契約相手方とします。
見積額は、各案件において特段の指示のない場合、当該案件の履行に要する一切の費用を含んだ総価（消費税込み）を記載して下さい。
契約金額は、原則として、見積書に記載されている金額（消費税込み）となります。
- 見積り合わせの結果について
契約の相手方と決定した事業者には関東管区警察学校庶務部会計課から連絡します。
見積書を提出された事業者の方は、見積書提出期日後、上記2に問い合わせただければ決定業者及び金額についてお伝えします。
- 契約書等作成の要否について
会計法令等の規定に基づき、契約金額に応じ、契約書又は請書を作成していただきます。
(契約金額によっては作成を省略する場合があります。)

6 その他

- (1) 見積書作成に要する費用等は参加者の負担とします。
- (2) 上記3において、同価の見積りが2者以上ある場合は、予算決算及び会計令第83条の規定の例に倣い、「くじ引き」を実施します。
- (3) 参加者不在の場合は、別途選定した者へ見積りを依頼し、随意契約の協議を行うことができるものとします。
- (4) 契約担当官等の都合により調達を中止する場合があります。

【見積書必須事項】

※様式は問いません。

宛名は下記のとおり

関東管区警察学校 御中

見積書

作成日を記載

令和 ** 年 ** 月 ** 日

〇〇〇〇株式会社 社印

代表取締役

代表取締役
役之印

東京都小平市〇〇町1-2-3

TEL 123-1234-1234

担当 ○ ○ ○ ○

TEL 123-1234-1234

代表者、役職、氏名を記載。
社印、代表者印を押印。
*ただし、担当者の氏名、連絡先の記載があれば押印省略可。

検査項目	数量	単位	単価	金額	備考
一般定期健康診断					
身長、体重、肥満度測定 (BMI)	65	検体			
腹囲測定	65	検体			
視力検査	65	検体			
聴力検査 (オージオ)	65	検体			
血圧測定検査	65	検体			
尿検査(蛋白・糖)	65	検体			
胸部エックス線直接撮影	65	検体			
心電図検査 (標準12誘導)	60	検体			
血液生化学検査					
LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、空腹時血糖、ヘモグロビンA1C、GOT、GPT、γ-GTP	60	検体			
血液学的検査					
血色素量、ヘマトクリット、赤血球数	60	検体			
喀痰検査	5	検体			
便潜血検査 (2日法)	58	検体			
胃内視鏡検査	12	検体			
胃部エックス線間接撮影 (食道1枚+胃部7枚 計8枚)	40	検体			
医師診察 自・他覚症状の有無等の問診、視診、打聴診、触診等の検査 (頸部リンパ節、甲状腺、浮腫の状態等)	65	検体			
情報機器作業従事職員 業務歴、既往歴、自覚症状の有無の調査 ・眼疲労を主とする視器に関する症状 ・上肢、頸肩腕部及び腰背部を主とする筋骨格系の症状 ・ストレスに関する症状 (問診票) 眼科学的検査 (a) 遠見視力の検査 (b) 近見視力の検査 (c) 40歳以上の者に対しては、調節機能検査及び医師の判断により眼位検査。ただし、自覚症状有無検査で特に異常が認められず、遠見視力又は近見視力がいずれも、片眼視力(裸眼又は矯正)で両眼とも0.5以上が保持されている者については、省略して差し支えない。 (d) 上肢の運動機能、圧痛点等の検査	8	検体			
婦人科検診					
乳がん検診					
問診	10	検体			
乳房エックス線検査 (2方向)	5	検体			
乳房超音波検査	5	検体			
子宮がん検診					
問診	10	検体			
視診	10	検体			
子宮頸部細胞診 (医師による直接採取法)	10	検体			
内診	10	検体			
精密検査					
胸部CT (造影なし)	1	検体			
マスター心電図	1	検体			
ホルター心電図	1	検体			
心臓超音波	1	検体			
胃内視鏡検査	2	検体			
大腸内視鏡検査	2	検体			
血液生化学検査 (空腹時血中グルコース量、ヘモグロビンA1C、空腹時LDLコレステロール、空腹時HDLコレステロール、空腹時中性脂肪)、尿検査 (微量アルブミン)、負荷心電図検査又は胸部超音波検査、頸部超音波検査	1	検体			
小計					
消費税					
合計					

*消費税は円未満切捨てでお願いします。

仕 様 書

- 1 件名
定期健康診断(以下「健診」という。)及び婦人科検診
- 2 履行期限
令和9年3月31日
- 3 実施項目及び対象予定者数
別紙1のとおりであるが、見込み数であり実際の受診人数とは相違がある。
- 4 実施期間
 - (1) 健診
契約締結後から11月27日までの間のうち、閉庁日を除く2日間、受付時間は9時から12時まで。男女別の時間設定をすること。
 - (2) 健診結果受領後6週間以内に精密検査実施枠を確保できること。
 - (3) 婦人科検診
契約締結後から令和9年1月29日までの間のうち、閉庁日を除き1箇月あたり10日以上予約可能日があり、全検査が1回で受けられること。
- 5 実施場所
 - (1) 健診
東京都小平市喜平町2-5-1
関東管区警察学校(以下「学校」という。)
 - (2) 婦人科検診
 - (3) 学校において実施できない検査
(2)(3)については、学校から公共交通機関を利用して、片道1時間30分以内で到達できる場所であること。
- 6 体制等
 - (1) エックス線撮影は、発動発電機搭載のレントゲン車において行い、胸部と胃部の撮影ができるものであること。
 - (2) 必要な機材等は、委託先が費用を負担し全て用意すること。ただし、学校の物品を業務に支障のない範囲で使用することができるが、検査会場への移動、設営及び撤収作業は学校庶務部庶務課の担当者(以下「担当者」という。)の指示に従い委託先が行うこと。また、終了後は、清掃を行うとともに健診で発生したゴミ類は持ち帰ること。
 - (3) 検査等に使用する機材等は、定期的な精度管理がされていること。
 - (4) 尿検査は、自宅採取用の尿スピッツを使用すること。
 - (5) 精密検査の実施時における事前説明等については、担当者と十分に打合せの上、その指示によること。
 - (6) 1日当たりの医師等の派遣スタッフの人数は、健診を滞りなく実施できる体制とし、受付業務従事者にあっては、次のアからエを実施できる体制とすること。
 - ア 問診票記入漏れの確認
 - イ 受診番号の管理
 - ウ 受診者が申し出る検査項目の省略の処理対応
 - エ 受診者からの質疑応答
 - (7) 受診対象者名簿、受診票、質問項目票及び検体採取容器(以下「受診票等」という。)

の納入については以下のとおりとする。

- ア 受診票等の作成にあつては予め担当者の内容確認を受けること。
- イ 受診票等は、健診等実施日の10日前までに学校へ納入すること。
- ウ 特定健康診査用の問診に対応できること。

7 未受診者に対する追加措置

健診を実施期間中に学校で受診できなかった者に対して、学校から公共交通機関を利用して、片道1時間30分以内で到達できる場所で健診を受けることが可能であること。

8 健診の実施について

- (1) エックス線撮影は、熟練した専門の技師により行うこと。(胃部エックス線撮影に関しては、(一財)日本消化器がん検診学会もしくはNPO法人日本消化器がん検診精度管理評価機構による研修修了者、胸部エックス線撮影に関しては必要な教育・研修を受けていること。)
- (2) 胃内視鏡検査の実施に当たっては、日本消化器がん検診学会による胃内視鏡検診マニュアルに基づき、熟練した専門医が実施すること。
- (3) 大腸内視鏡検査の実施に当たっては、日本消化器がん検診学会による大腸がん検診マニュアルに基づき、熟練した専門医により実施すること。
- (4) 胃内視鏡検査について
経鼻又は経口検査が選択できること。「日本消化器がん検診学会による胃内視鏡検診マニュアル」に基づき実施すること。また、胃内視鏡検査時に生検を行う可能性があること及び生検実施に対する保険診療の自己負担額が発生することをあらかじめ受診者に説明し了承を得ておくこと。

9 精密検査の実施について

- (1) 精密検査は、健診結果受領後6週間以内に実施枠を確保できることとし対象者と日程調整の上、実施すること。
- (2) 対象者について
 - ア 別紙1により選定すること。
 - イ 精密検査案内、検査日と場所を明記した書類を健診結果に同封すること。

10 婦人科検診の実施について

- (1) 乳がん検診
 - ア 乳房エックス線検査は両側乳房について2方向を撮影すること。
 - イ 乳房エックス線検査の読影は、2名以上の医師により行い、うち1名は十分な経験を有する専門医とすること。
 - ウ 乳房超音波検査は両側乳房をくまなく走査し、異常のある場合はその部位を少なくとも2方向から撮影する。異常のない場合には少なくとも両側のC領域を撮影すること。
 - エ 乳がん検診の実施者及び結果判定者は十分な経験を有する専門医等によること。
- (2) 子宮がん検診
検体が不適正との判定を受けた場合は、再度、実施機関において検体採取を行うこと。
- (3) 複数項目受診でも、半日で検診を完了すること。

11 結果等

- (1) 受診票等の年齢及び検査項目別受診対象年齢は、全て令和9年3月31日現在とすること。

- (2) エックス線、胃内視鏡、腹部超音波及び胸部CT検査読影法について熟練した専門医師によるダブルチェックを行うこと。厚生労働省の職域におけるがん検診に関するマニュアルを実施できること。
- (3) レントゲンフィルム等の提出について
担当者が提出を求めた場合は、担当者の指示に従い提出できるようにすること。
- (4) 検査を分析する検査室について
精度管理されていること(委託検査可能)。
- (5) 委託先は、「医療機関外の場所で行う健康診断の取扱いについて」(平成7年11月2日健政発第927号厚生省健康政策局長通知)に基づき実施すること。診療所開設手続に伴う費用が発生する場合は委託先が負担すること。
- (6) 結果処理について
 - ア 治療中の疾患等、問診票のデータが健診等結果票に出力されること。
 - イ 結果は電算処理により行うこととし、健診日、精密検査日より起算して概ね4週間以内に、電子データ及び紙媒体による項目別及び総合判定結果を記載した個人別結果、個人結果控えを提出すること。
 - ウ 健診結果に、判定をした医師の名前を明記すること。
 - エ データのXMLフォーマットについては、学校より別途提示するので対応ができること。
- (7) 結果通知票の提出について
 - ア 情報機器作業従事者に係る健診の個人通知には、検査項目ごとの結果と見方が書かれていること。
 - イ 問診票や診察で得られた治療中の疾患等のデータが、個人結果通知票に出力されること。
 - ウ 健診等結果通知票の出力項目は、担当者指示のものとし、他人に確認できないような通知形式とすること。
 - エ 高齢者の医療の確保に関する法律及び関係法令に基づく特定健康診査の結果処理に対応することができるようにし、健診結果(高齢者の医療の確保に関する法律及び関連法令に定める項目に限る。)は警察共済組合警察庁支部に提供すること。

12 感染症予防対策について

「健康診断実施時における新型コロナウイルス感染症対策」(公益社団法人全国労働衛生団体連合会等)に基づく感染防止措置を講じること。

13 その他留意事項

- (1) 健診等実施機関は、事前に担当者と十分な打合せを行うこと。
- (2) 検査を他の機関に委託する場合は、委託の内容について予め担当者と協議して承認を得ること。
- (3) 緊急に精査、治療を要する検査所見があった場合は、至急担当者に報告すること。
- (4) 仕様書に記載されていない事案が発生したときは、全て担当者と打合せの上、その指示によること。
- (5) 検査の実施、検体の受付については、極力他の検査者の目に触れないように配慮すること。
- (6) 担当者の指示内容を熟知したものが健診に同行し、健診の進行状況を確認すること。
- (7) 受託者側のスタッフ名簿、健診等に必要な車両等の資料を事前に担当者へ提出すること。また、各実施日も極力、同一要員で編成すること。
- (8) 施設の破損及び汚損等が生じた場合には、担当者に報告し指示を受けること。委託先の責めに帰すべき理由により、施設等に損害を与えた場合は、委託先の責任と負担において原状に復すること。

- (9) 「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)及び別紙2「個人情報取扱い特記事項」を遵守し、情報の管理に万全を期するとともに、本契約によって得られた情報については担当者の許可なく他の目的に利用しないこと。
- (10) 警察共済組合警察庁支部との契約に基づいて実施する健康診断上乗せ検査について実施できること。
- (11) 疑義が生じた場合は、担当者と協議の上決定すること。

令和 8 年度一般定期健康診断

検 査 項 目	予定人数	対 象 者
身長、体重、肥満度測定 (BMI)	65	全職員
腹囲測定	65	
視力検査	65	
聴力検査 (オーディオ)	65	
血圧測定検査	65	
尿検査(蛋白・糖)	65	
胸部エックス線直接撮影	65	
心電図検査 (標準12誘導)	60	35歳、40歳以上
血液生化学検査		
LDLコレステロール、HDLコレステロール、中性脂肪、空腹時血糖、ヘモグロビンA1C、GOT、GPT、 γ -GTP	60	
血液学的検査		
血色素量、ヘマトクリット、赤血球数	60	
喀痰検査	5	50歳以上の喫煙者、喫煙経験者
便潜血検査(2日法)	58	40歳以上
胃内視鏡検査	12	50歳以上の偶数年齢
胃部エックス線間接撮影 (食道1枚+胃部7枚 計8枚)	40	40歳以上の希望者 (胃内視鏡検査受検者を除く)
医師診察 自・他覚症状の有無等の問診、視診、打聴診、触診等の検査 (頸部リンパ節、甲状腺、浮腫の状態等)	65	
情報機器作業従事職員 業務歴、既往歴、自覚症状の有無の調査 ・眼疲労を主とする視器に関する症状 ・上肢、頸肩腕部及び腰背部を主とする筋骨格系の症状 ・ストレスに関する症状 (問診票) 眼科学的検査 (a) 遠見視力の検査 (b) 近見視力の検査 (c) 40歳以上の者に対しては、調節機能検査及び医師の判断により眼位検査。ただし、自覚症状有無検査で特に異常が認められず、遠見視力又は近見視力がいずれも、片眼視力(裸眼又は矯正)で両眼とも0.5以上が保持されている者については、省略して差し支えない。 (d) 上肢の運動機能、圧痛点等の検査	8	情報機器作業従事職員に係る検査

婦人科検診

検 査 項 目	予定人数
乳がん検診	10
1 問診	10
2 乳房エックス線検査 (2方向)	5
3 乳房超音波検査	5
子宮がん検診	10
1 問診	10
2 視診	10
3 子宮頸部細胞診 (医師による直接採取法)	10
4 内診	10

精密検査

検査項目	予定人数	対象者
胸部CT(造影なし)	1	結核性疾患、がんその他の悪性新生物による疾患の場合並びにこれらの疾患の疑いのある場合
マスター心電図	1	虚血性心疾患その他の心疾患、脳血管疾患、高血圧性疾患の場合並びにこれらの疾患の疑いのある場合
ホルター心電図	1	
心臓超音波	1	
胃内視鏡検査	2	胃潰瘍、十二指腸潰瘍その他食道・胃・十二指腸の疾患の場合並びにこれらの疾患の疑いのある場合
大腸内視鏡検査	2	大腸がんその他の悪性新生物による疾患の場合並びにこれらの疾患の疑いがある場合
血液生化学検査(空腹時血中グルコース量、ヘモグロビンA1C、空腹時LDLコレステロール、空腹時HDLコレステロール、空腹時中性脂肪)、尿検査(微量アルブミン)、負荷心電図検査又は胸部超音波検査、頸部超音波検査	1	腹囲の検査又は肥満度の測定、血圧の測定、血糖検査及び血中脂質検査(LDLコレステロール検査、HDLコレステロール検査又は中性脂肪検査)のいずれの項目にも異常の所見があると診断された職員のうち、管区学校が指定した職員

個人情報取扱特記事項

関東管区警察学校を「甲」、受託者を「乙」とし、個人情報取扱特記事項について、以下のとおりとする。

(個人情報保護の基本原則)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本契約に基づく業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正かつ適法に取り扱わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者、担当者)

第3 乙は、本契約に基づく個人情報の取扱いの責任者及び業務を担当する者（以下「担当」という。）を定め、前条の責任体制とともに、あらかじめ甲に届け出なければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

2 乙は、責任者に、担当が本特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させなければならない。

3 乙は、担当に、責任者の指示に従い本特記事項を遵守させなければならない。

4 乙は、責任者及び担当を変更する場合の手続を定めなければならない。

(派遣労働者)

第4 乙は、本契約に基づく業務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密等の保持及び個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第5に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第5 乙は、本契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託の制限等)

第6 乙は、甲が承認した場合を除き、個人情報を取扱う業務を再委託してはならないまた、再委託する場合には、乙は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。）との契約に本特記事項と同様の内容を定めるとともに、必要かつ適切な監督を行わなければならない（再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。）

2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第11項に規定する個人番号関係事務を再委託する場合は、より厳格に再委託先において個人情報の適切な管理が図られることを確認しなければならない（再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。）

(収集の制限)

第7 乙は、本契約に基づく業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第8 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、本契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(従事者への周知)

第9 乙は、直接的であるか間接的であるかを問わず、本契約に基づく業務に従事している者(以下「従事者」という。)に対し、在職中及び退職後においても当該契約に基づく業務を行うことにより知り得た個人情報を他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して損害賠償の請求がなされる可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知し、個人情報の保護を徹底しなければならない。

(従事者の監督)

第10 乙は、従事者に対し、在職中又は退職後においても、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

2 乙は、本契約に基づく業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う従事者の範囲を限定するものとし、当該従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、従事者が退職する場合、当該従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求める等、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(複写又は複製及び加工の禁止)

第11 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、本契約に基づく業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等について、当該業務処理に必要な範囲を超えて複写し、又は複製及び加工してはならない。

(個人情報の安全管理)

第12 乙は、本契約に基づく業務を処理するため収集、作成した個人情報又は甲から引き渡された資料に記録された個人情報を漏えい、紛失、滅失及び改ざん(以下「漏えい等」という。)することのないよう、甲が示す方法により、個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また、個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等とその内容等を考慮し、必要に応じて、氏名を番号に置き換える等の匿名化等の措置を講じなければならない。

(個人情報の帰属及び廃棄又は消去)

第13 本契約に基づく業務を処理するために甲の指定した様式により、及び甲の名において、乙が収集、作成、加工、複写又は複製等した個人情報は、全て甲に帰属するものとする。

2 乙は、甲の指示に基づいて、前項の個人情報を廃棄又は消去しなければならない。

3 乙は、第1項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェアを使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者、廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(事故発生時の対応)

第14 乙は、本契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに詳細を甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。本契約が終了し、又は本契約が解除された後においても同様とする。

(安全管理の確認、検査)

第15 甲は、乙が取り扱う個人情報の安全管理措置が、法及び本特記事項の規定に基づき適切に行われていることを適宜確認することとする。また、甲は、必要と認めるとき、乙に対して個人情報の取扱状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は乙が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

2 甲は、本契約に基づく業務の処理に伴う個人情報の秘匿性等とその内容やその量等に
応じて、乙における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年に1回以上、確認するものとする

3 前2項の規定は、オンラインによる検査を実施することを妨げない。

(改善の指示)

第16 甲は、報告資料の提出又は実地検査の結果、乙において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めるときは、乙に対し、その理由を書面により通知し、かつ、説明した上で、安全管理措置の改善を指示することができる。

2 乙は、前項の指示を受けた場合は、その指示に従わなければならない。

(契約の解除等)

第17 甲は、乙が法及び本特記事項に定める義務を果たさない場合は、催告なく直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるとともに、必要な措置を求めることができる。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第18 乙は、法及び本特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合は、甲にその損害を賠償しなければならない。

参考 共済組合上乗せ検査項目も実施できること

令和8年度定期健康診断（警察共済組合警察庁支部上乗せ検査）

検査項目	予定人数	対象者
血液生化学検査		
HDLコレステロール、LDLコレステロール、中性脂肪、空腹時血糖、ヘモグロビンA1C、 γ -GTP、GPT、GOT	3	35歳未満及び36歳から39歳の組合員
総コレステロール、NON-HDLコレステロール、BUN、CRE、Fe、TP、ALP、LDH、A/G、アミラーゼ、尿酸、eGFR、アルブミン	65	全組合員
血液学的検査		
血色素量、ヘマトクリット、赤血球数	3	35歳未満及び36歳から39歳の組合員
血小板、白血球数	65	全組合員
尿検査(潜血の有無)	65	全組合員
尿沈渣	3	尿糖、蛋白、潜血いずれかが1+以上の組合員
便潜血検査(2日法)	5	30歳から39歳の組合員
ヘリコバクターピロリ抗体検査	1	30歳の組合員
心電図検査	3	36歳から39歳の組合員
腹部超音波検査	63	35歳以上の組合員
眼底検査（両眼撮影）	63	35歳以上の組合員
B型肝炎検査(HBS抗原)	25	過去未検査の組合員
C型肝炎検査(HCV抗体)	25	過去未検査の組合員
前立腺がん検査	40	45歳以上男性組合員
喀痰検査	15	40歳から49歳の喫煙者及び喫煙経験組合員

※ 受診予定数は、増減する場合がある。

参考 共済組合上乗せ検査項目も実施できること

精密検査

マスター心電図	1	虚血性心疾患その他の心疾患、脳血管疾患、高血圧性疾患の場合並びにこれらの疾患の疑いのある場合
ホルター心電図		
心臓超音波		
大腸内視鏡検査	1	
血液生化学検査(空腹時血中グルコース量、ヘモグロビンA1c、空腹時LDLコレステロール、空腹時HDLコレステロール、空腹時中性脂肪)尿検査(微量アルブミン)負荷心電図検査又は胸部超音波検査 頸部超音波検査	1	腹囲の検査又は肥満度の測定、血圧の測定、血糖検査及び血中脂質検査(LDLコレステロール検査、HDLコレステロール検査又は中性脂肪検査)のいずれの項目にも異常の所見があると診断された全組合員のうち、警察庁又は警察庁支部が指定した全組合員

婦人科検診（上乗せ検査）

検査項目	予定人数
乳がん検診	2
1 問診	2
2 乳房超音波検査 原則40歳以上	1
3 乳房エックス線検査 原則40歳未満	1
HPV検査	1
1 問診	1